

国際連合

A/66/L.42/Rev.2

総会

配布：限定

2012年5月15日

原文：英語

第66回会期

議事日程議題 117

ミレニアムサミット成果文書のフォローアップ

コスタリカ、ヨルダン、リヒテンシュタイン、シンガポールおよびスイス：修正決議案

安全保障理事会の説明責任、透明性、実効性の強化

総会は、

国際連合の加盟国が、国際連合憲章に規定されている通り、国際の平和および安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせ、また加盟国に代わって行動することを再確認し、

国際の平和および安全の維持に関連する問題における総会の権限および任務に関連する規定、とりわけ、憲章第11条、12条第1項、15条第1項および24条第3項を想起し、

この憲章の範囲内にある問題若しくは事項または国際連合のあらゆる機関の権限および任務に関する問題もしくは事項を討議し、国際連合加盟国および安全保障理事会に対して勧告を行う、憲章第10条の下の総会の権限を想起し、

憲章の目的および原則を支持し、また国際の平和および安全の維持を目的とした国連の行動に十分な支援を行う安全保障理事会の常任理事国の特別な責任を強調し、

通常の加盟国の包括性および代表性を高めるために安全保障理事会によって取られる重要な措置を確認し、

安全保障理事会議長覚書<sup>1</sup>の採択を感謝しつつ留意し、安保理の現在の作業方法に関して含まれる更新された情報を留意し、

---

<sup>1</sup> S/2010/507.

安全保障理事会 1267 (1999) に従い設立された委員会のためのオンブズパーソン事務所を安保理が設立した、2009年12月17日の安全保障理事会決議 1904 (2009) の採択にもまた感謝しつつ留意し、

安全保障理事会決議の実効性並びにその決定の正当性および履行を強化する目的で、安全保障理事会の活動の説明責任、透明性、包括性、代表性を確実にするさらなる措置の必要性を強調し、

安全保障理事会の公平な代表の問題および理事国の増加並びに安全保障理事会に関連するその他の事項に関する参加を制限しない作業部会によって行われる作業を、感謝しつつ留意し、

2005年世界サミット成果文書<sup>2</sup>に述べられているように、国際連合を改革する包括的な努力の必要不可欠な要素としての安全保障理事会の早期改革への支持を再確認し、

安全保障理事会の改革に関する継続中の政府間交渉への支持をくり返し表明し、

安全保障理事会の作業方法を改善する努力が、理事国の増加を含む、安全保障理事会の包括的な改革を促進することに資することを確認し、

本決議において勧告されている措置は国際連合憲章の修正を求めるものではなく、またそれらは継続中のまた動態的な過程の一部であることに留意し、

1. 安全保障理事会に対して、議長覚書<sup>1</sup>に含まれた措置の履行を強化した報告を行うことを招請する。

2. 安全保障理事会に対して、その決定の実効性並びに正当性および履行を強化する目的で、自らの活動の説明責任、透明性および包括性をより一層強化するために、本決議の添付資料に含まれている措置を審議することをまた招請する。

3. 安全保障理事会に対して、2012年末までに、本決議の審議に従い取られた行動について総会に報告することをさらに招請する。

4. 本決議は、包括的な安全保障理事会改革についての決定を損なうものではないことを強調する。

---

<sup>2</sup> 決議 60/1 を参照。

## 添付資料

### 安全保障理事会への勧告

現在の実行を制度化しおよびあるいは改善するために、次の措置が安全保障理事会によって審議されることを勧告する。

### 総会および他の主要機関との関係

1. とりわけ安保理によって取られる措置の更新の文脈において、また時宜にかなった行動の必要性を損なうことなく、適切な形式で加盟国の見解を模索し、また決定を履行する加盟国の能力が、安全保障理事会の意思決定過程において、考慮されることを確実にすること。
2. 関連する討論に、また適切な形式で、非公式な討論に参加するために平和構築委員会の国別会合の議長への継続的な招請を発行すること。これに関して、平和構築の審議は、特にミッションの職務権限の準備、監視および終了において、安保理の作業の全ての段階に含まれるべきものとする。
3. 安保理の理事国に対して利用可能となった後直ちに、加盟国に対して、翌月の安全保障理事会の作業の暫定計画を利用可能とする実行を継続すること、また、新しい計画を提示した前回の計画の結果についてそれぞれ加盟国に要約を行うために、前回また次回の安保理議長による、より多数の加盟国への毎月の情報説明を開催すること。
4. 起草の時期および総会によって審議される際に、安保理の年次報告書に関する、非公式、相互作用の議論に関わることにより、年次報告書の準備における透明性を改善し続けること。
5. 総会からの要請を含み、加盟国全体に関連する問題の審議のために、特別な主題志向かつ時宜にかなった報告書を総会に提出するために、国際連合憲章第 24 条第 3 項に基づく安保理の権能をより頻繁に活用すること。

### 決定の実効性

6. 不履行の理由あるいは実効性の欠如の理由を分析するために、教訓を活かすための作業部会の設立を含み、その決定が効果的に履行されている程度を評価する方法を見だし、また履行を強化することを目的としたメカニズムを提案すること。

### 補助機関

7. 補助機関の公式および非公式の報告書の質および頻度を改善し、安保理の非理事国への実質的な相互作用の情報説明を行い、またより広範にかつ即座に入手可能となる要旨記録を作成することを含み、安保理の補助機関の活動の透明性を拡大し続けること。

8. 安保理の補助機関の活動に実質的な意見を提供するために、加盟国により一層頻繁な非公式の機会を提供すること。

9. 制裁リストからの除外の要請に関して、適正手続きの基準を反映し、手続を改善し続けること。

10. 補助機関の作業の最も可能な成果を促進する方法において補助機関の議長職を分配するために、補助機関の議長職の分配において全ての安保理の理事国を関与させること。

11. 全ての安保理の理事国の中で、国別および分野別の主導的な役割が適切に分配されることを確実にするように努力すること

#### **安全保障理事会によって権限を与えられる活動および実行される現地ミッション**

12. 財政見通の見積に関する早期の情報を提供することを通じてを含み、安保理によって権限を与えられる活動、特別政治ミッション、および安保理によって実行される現地ミッションの計画立案、準備、実行および終了に関して関連する進展についてより十分に加盟国に情報を提供すること。

13. 安保理によって設立されあるいは権限を与えられた新しい活動および特別政治ミッションのための、明確な目標および目的の表明を通じてを含み、職務権限の起草を改善し続け、また明確な基準および報告の要求に基づく進捗状況を再検討すること

14. とくに、展開される要員の高まる危機に関わる情勢に関して、適切な形式で、とりわけ安保理の理事国との非公式な討論において、定期的な参加を可能とするために、兵力および警察提供国並びに国際連合の活動に特別に従事する他の国家の参加を強化すること。

#### **ガバナンスおよび説明責任**

15. 手続規則の採択を含みまたとりわけ議長覚書<sup>1</sup>に基づいた、作業方法の履行に関する年次報告書において分析項目を含む合意された作業方法の一貫した履行を確実にすること。

16. 適切な場合には、国別活動の分野別決議の主要な規定および概念を適用することによ

り、主題分野において達成される進捗状況を確立し且つ強化すること。

17. 最も重大な犯罪に対する責任を確実にするために、国際法に基づいて可能となる全てのメカニズムの体系的な使用を強化すること。

### **事務総長の任命**

18. 総会議長によってなされる協議の結果を考慮することを含む、1997年7月31日の総会決議 51/241 に含まれる事務総長の任命に関する措置の履行に貢献すること。

### **拒否権の使用**

*次の措置は安全保障理事会の常任理事国によって審議されることが勧告される。*

19. とりわけ国際連合憲章の目的および原則並びに適用可能な国際法との一貫性に関して、拒否権に訴える理由を説明しあるいは拒否権に訴えようとする意図を宣言すること。説明の複写は国連の全ての加盟国に対する別個の安全保障理事会の文書として回覧されるべきものとする。

20. ジェノサイド、戦争犯罪および人道に対する罪を予防しあるいは阻止することを目的とした安保理の行動を妨害する拒否権の使用を控えること。